

平成25年4月11日

## AFTC INFORMATION

### 修復歴の有無について不当表示を行った 非会員事業者に対し、消費者庁が措置命令

消費者庁は、平成25年4月5日付で、「修復歴の有無」に関する不当表示を行った公取協非会員事業者に対して、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第1号（優良誤認）違反）に基づき、措置命令を行いました。

詳細については、次の消費者庁ホームページをご覧ください。

[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130405premiums\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130405premiums_1.pdf)

#### <違反事実の概要>

- 事業者名 株式会社スーパーレッズ及び有限会社レッズ宇都宮  
（栃木県：代表取締役 中村 拓也）
- 違反事実 中古車情報誌「Goo北関東版」に広告掲載していた中古自動車のうち、15台（スーパーレッズ3台及びレッズ宇都宮12台）について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、「修復歴なし」と表示

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務グループまで [info@aftc.or.jp](mailto:info@aftc.or.jp)

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112